

教 生 学 第 580 号

平成 30 年 10 月 16 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 本 明 敏
北海道教育庁学校教育局義務教育課地域連携担当課長 加 藤 ひとみ
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 谷 垣 朗
北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(通知)

このことについて、文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長事務取扱文部科学審議官から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、通知の趣旨を踏まえ、生活困窮者自立支援制度を所管する福祉部局等との連携を積極的に進めるようお願いします。

学 校 制 度 グ ル ー プ
キ ャ リ ア 教 育 指 導 グ ル ー プ
就 学 支 援 グ ル ー プ
子 ども 地 域 支 援 グ ル ー プ
学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ
生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 グ ル ー プ

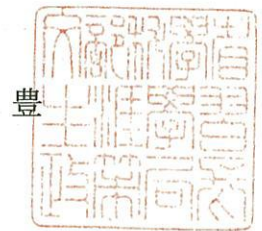


30文科生第435号
平成30年10月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
文部科学審議官 小松 親次郎



(印影印刷)

生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との
連携について（通知）

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されます（別添1）。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものです。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要です。

そのため、今般の改正法においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となりました（改正法による改正後の法第9条）。また、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局においても、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うよう努めることが規定されました（改正法による改正後の法第8条）。

さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）においても、子供の貧困対策は、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策により総合的に取り組むことが求められているところですが、改正法では、生活困窮者自立支援制度に基づく学習・生活支援事業と、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等との連携に関する努力義務についても規定されたところです（改正法による改正後の法第7条第4項）。

ついては、平成27年3月に、生活困窮者自立支援制度が施行されることを踏まえ「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）」（26文科生第724号平成27年3月27日 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長通知）を発出したところですが、同通知は廃止し、改正法の施行に当たっての留意事項を下記のとおり改めて通知いたしますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、生活困窮者自立支援制度を所管する福祉部局等との連携を積極的に進めていただくとともに、所管・所轄の学校、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、別途厚生労働省より生活困窮者自立支援制度主管部（局）長に対しても、生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について別添2のとおり通知されていることを申し添えます。

記

- 1 生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等の連携
生活困窮家庭の児童生徒等を早期に発見し、必要な支援を行うことにより、法に基づく支援が効果的に行われることから、生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）が、支援体制の構築のために連携することが重要です。

前述のとおり、改正法による改正後の法第9条の規定により、都道府県等は、支援会議を組織することができることとされました。支援会議においては、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や、生活困窮者が地域において日常生活等を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うこととされており、必要があると認めるときは、関係機関等に対して生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています。

教育委員会等においては、支援会議からの求めがあった場合のみならず、生活困窮者自立支援制度所管部局に対し、学校等が把握している児童生徒等の状況を情報提供することや、教育委員会等が行う教育の支援に関する情報を共有することも必要です。その際、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題があり、課題の解決のため福祉的な支援が必要な場合も多いと考えられることから、生活困窮者自立支援制度所管部局と連携して福祉的な支援につなげることも求められます。

ついては、教育委員会等においては、生活困窮者自立支援制度所管部局との日常的な情報交換を行うことにより、双方の制度・事業等を互いに理解するよう努めていただき、支援会議への参加又は協力のほか、例えば双方の制度・事業等の広報資料をそれぞれの窓口に置いたり、教育委員会等に配置されているスクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行ったりすること等により、連携を図っていただきますようお願いいたします。

その際、教育委員会及び学校等が保有する児童生徒等の個人情報の提供に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、本人の同意を得て提供するなど、児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行うよう留意してください。また、早期に福祉的な支援につなげられるよう、あらかじめどのような情報を提供できるのか生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会等が協議することも検討願います。

- 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘があります。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら福祉事務所設置自治体又はその委託により実

施している自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）の相談窓口で相談をすることが困難な者も少なくありません。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要です。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要です。実際に、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もあります。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされました。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきますようお願いいたします。

3 学習支援に関する事業の連携

改正法による改正後の法第7条第4項において、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業と他法に基づく学習支援事業との連携が努力義務として規定されました。

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯も含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しているほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、ひとり親家庭の子どもに対する基本的な生活習慣の習得や学習支援を行う子どもの生活・学習支援事業を行っています。また、文部科学省では、社会教育法に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子供の学習支援の充実を図っているところです。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、教育的な観点からどのように支援を行うことが効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただくようお願いいたします。

4 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携

1でも述べたとおり、児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題を抱えていたり、福祉的な支援が必要な場合があります。また、高等学校等への進学を希望する者又は進学した生徒について、学びたいという意欲があるにも関わらず、家庭の経済状況等により進学を断念したり、中途退学したりすることが生じないようにするため、事態の未然防止や中途退学者の生活・就労・学び直し等の支援が必要な場合もあります。そのような支援が必要と考えられる生活困窮家庭の児童生徒等に関する情報を、自立相談支援機関が、学校等を通じて把握することは重要です。

このため、自立相談支援機関に配置される生活や就労に関する相談支援を行う相談支援員等が、情報の把握のために学校等を訪問した際には、必要な情報交換を行うようお願いいたします。

学校や教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面の専門的な知識・技術を有し、教育と福祉の連携に重要な役割を担っています。このため、福祉による支援を必要とする児童生徒等の早期発見や当該児童生徒の家庭等も含めた支援につなげていくために、スクールソーシャルワーカーと自立相談支援機関の相談支援員等が日頃から情報共有を行うことが重要です。

2でも述べたとおり、教育委員会等において、生活困窮者を把握したときには生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うよう努力義務が新たに規定されたことも踏まえ、学校等においては、スクールソーシャルワーカーを活用して、家庭が自立相談支援機関に相談するよう勧めたりするなど、協力体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

なお、在学者のみならず、高等学校等の中途退学者については、中途退学後経済的に困窮するおそれも特に高いことから、国が現在実施している取組も活用し、教育委員会等において高等学校等における中途退学の未然防止や学び直し等の支援に取り組んでいただくとともに、中途退学者やその家庭に対して、生活や就労に関する相談支援等を行う場として自立相談支援機関を活用することができる旨、周知していただくようお願いいたします。

【本件担当】

＜全体＞

生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付企画係

03-5253-4111（内線3276）

＜家庭教育支援＞

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室家庭教育振興係

03-5253-4111（内線2927）

＜スクールソーシャルワーカー＞

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

03-5253-4111（内線3299）

＜地域における学習支援＞

生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室

03-5253-4111（内線3260）

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

別添1

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもへの進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進

- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
- ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)

② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設

③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもへの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進

② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

社 援 地 発 1001 第 8 号
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度所管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」
の一部改正について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 7 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p data-bbox="439 415 1160 447">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について</p> <p data-bbox="115 506 1484 716">生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</p> <p data-bbox="115 730 1484 940">生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="115 955 1484 1297">そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可能となるほか、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。</p> <p data-bbox="115 1312 1484 1570">とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。</p> <p data-bbox="115 1585 1484 1753">については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</p> <p data-bbox="163 1768 222 1799">(略)</p> <p data-bbox="786 1814 816 1845">記</p> <p data-bbox="115 1900 1484 2018">1 <u>生活困窮者自立支援制度所管</u>主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携 法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会</p>	<p data-bbox="1765 415 2605 447">生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について <u>(通知)</u></p> <p data-bbox="1507 506 2864 583">平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）が施行される。</p> <p data-bbox="1507 730 2864 808">生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）に基づき生活困窮者に対し包括的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="1507 1312 2864 1480">とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、<u>新制度に基づき</u>生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要である。</p> <p data-bbox="1507 1585 2864 1753">については、<u>連携に当たっての留意事項</u>は下記のとおりであり、また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。</p> <p data-bbox="1552 1768 1611 1799">(略)</p> <p data-bbox="2175 1814 2205 1845">記</p> <p data-bbox="1507 1900 2864 2018">1 <u>新制度所管</u>部局と教育委員会、都道府県私立学校主管部局との連携 法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委</p>

や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の实情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口で相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実に繋げていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世

員会や都道府県私立学校主管部局等（以下「教育委員会等」という。）と新制度担当の部局が双方の制度を理解するとともに、日常的に必要な情報交換を行うことが重要である。また、教育分野の相談窓口にも新制度の広報資料を置くなども考えられる。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、必要に応じて生活支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、保護者等に対して新制度に基づく相談支援、就労支援等を行うことが考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取扱いに留意しつつ、新制度から教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

(新設)

(新設)

帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習支援事業を実施している。また、文部科学省では、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

(略)

2 新制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。新制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行う、学校にも新制度の広報資料を置くなど学校関係者とながりを構築することが重要である。

なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

3 高等学校等の修学支援に係る連携

高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、新制度の事業につなぐことが考えられる。なお、新制度において高校生も対象に子どもの学習支援を実施することにより、中退防止の効果も考えられる。

(略)

4 法の相談支援員等とスクールソーシャルワーカーとの連携

学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

5 学習支援に関する事業の連携

法及び文部科学省における子どもの学習支援に関する事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。これらの事業については、地域の実情も踏まえ、各担当部局と連携・調整の上、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 7 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 8 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可

能となるほか、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。

については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報取り扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議(支援会議)を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくと

もに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習支援事業を実施している。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、

必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。